

平成29年度浪江町障がい者就労施設等からの物品調達方針

平成29年5月

1. 目的

本方針は、【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号 以下「障害者優先調達推進法」という。）】第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者等の自立を促進するため、本町が行う障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針は、町のすべての機関に適用する。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項第1号から第4号までに規定する次の事業所等とする。

①障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

②地域活動支援センター

③生活介護施設

④就労移行支援施設

⑤就労継続支援施設（A型・B型）

⑥小規模作業所

⑦障害者優先調達推進法政令（平成25年政令第22号 以下「政令」という。）第1条第1項に規定する事業所（特例子会社）

⑧政令第1条第2号に規定する重度障害者多数雇用事業所

- （要件）
- ・障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

⑨在宅就業障がい者

⑩在宅就業障がい者支援団体

4. 調達推進方法

調達を推進すべき物品等は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等とする。

5. 調達推進方法について

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達は、各課が行う。
- (2) 本方針の窓口は介護福祉課が担い、障がい者就労施設等が調達可能な物品等の情報を収集し、庁内各課に情報提供を行い、調達の推進に努める。
- (3) 各課は、物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等に対し、発注内容について十分説明を行うとともに、発注方法、発注量及び履行期間を考慮するよう努める。
- (4) 調達に係る契約
障がい者就労施設等からの物品等の調達に係る契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

6. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成または見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に町ホームページ等において公表する。

7. 物品等の調達目標

可能な限り調達に努めるものとする。

8. 方針の見直し

本方針は、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

9. その他

契約等については、浪江町財務規則を適用する。